

EUの環境政策と中東欧諸国のEU加盟

箱 木 眞 澄

1. 問題の所在

この一兩年の間に日本でも風力発電用の風車をあちこちで見掛け、しかも新聞などでも記事をよく見掛けるようになった。まだ地方自治体などの中には観光用の目玉も兼ねさせている面もあるが、風力発電に関心を深めていることは確かである。これは地方自治体が単独で、あるいは民間業者との共同で風力発電設備を設置する場合には国から設置費用の3分の1（この数字は最近減額された）が助成されることもあってことさらに関心が高いのである。最近では、電源開発やオリックスなどが北海道苫前町に建設した風力発電所が平成12年12月1日から営業運転を開始した。「この施設の出力は3万6百キロワットで、運転中の風力発電所としては国内最大という。デンマークやドイツ製の風力発電機19台を設置し、一般家庭約1万7千所帯分の電気を供給できる。苫前ウインビラ発電所が運転を開始したことで日本の風力発電の総出力は10万キロワットを突破した。同発電所で発電した電気は全量、北海道電力に売電される。総工事費は65億円。同発電所の運営会社「ドリームアップ苫前」には電発とオリックスのほか苫前町、カナモトが出資している。」¹このような記事が筆者の目を射た。この調子で行くと、風力発電能力は平成13年度中には環境庁の2010年までの導入目標たる30万キロワットを上回るとの見方もあるくらいである。²このような情勢を受けて2001年2月には2010年度における日本の風力発電能力の目標は300万キロワットに修正された。

では、なぜこのように日本でも風力発電が注目を集めるようになったのだろうか。それは、風力

発電はもっとも炭酸ガス(CO₂)排出量の少ないエネルギー源の一つであり、しかも風という再生可能な自然力を電気に変換できるからである。このような二つの意味で重要なエネルギー源としては、他に水力発電、地熱発電、太陽光発電、波力発電、温度差発電、潮汐発電、などがある。これらはすべて再生可能エネルギーとして、今後ますます総発電量に占める比重が高められなければならないものとされ、一次エネルギー総供給に占める割合の目標は3.1%とされている。

いっぽう欧州各地の地方自治体で、風力や太陽熱など自然エネルギーだけで地域のエネルギーを賄う計画が相次いでいる、という。³欧州委員会によると、これまでにスウェーデン、デンマーク、ドイツの11の自治体が100%自然エネルギー計画を基本にした街づくりを目指して、原子力発電も除外している。各国中央政府も政策面でその後押しを進めている。EUは温暖化ガス排出量削減に向け、エネルギー消費量全体に占める自然エネルギーの比率を2010年までに現在の6%（加盟国平均）から12%（同）に高めることを提案している。自然エネルギー利用推進の共通ルールも設ける方針だ、という。⁴EUは1990年におけるCO₂排出量の8%を2010年までに削減するという地球温暖化防止京都会議（1997年12月）における約束（京都議定書付属書B）⁵を守るために様々なプログラムを推進しているからである。

地球の温暖化は、CO₂をはじめとする温室効果ガスの排出が主要原因の一つであるとされている。大気中のCO₂の濃度と気温との間には密接な相関関係がある、という。すなわち、大気中の温室効果ガスが、地球から宇宙空間へ逃げてゆく赤

¹ 日本経済新聞、平成12年12月2日。

² 週刊東洋経済2000年1月28日号100-102頁。

³ 日本経済新聞、2000年12月3日、以下同様。

⁴ 日本経済新聞、2000年12月3日。

⁵ 環境省ホームページ。www.env.go.jp/earch/cop3/kaigi/kyoto01.html

外線を吸収し、宇宙への熱の放出を妨げるために起きる、といわれている。⁶CO₂の他にもメタン、一酸化二窒素(亜硫酸窒素)、フロン、代替フロンなどが温室効果を持っている、という。これらの気体はほとんどが人間活動によって発生する。たとへば、CO₂は、石油・ガスなどの燃焼、セメント生産、熱帯林の破壊、メタン(CH₄)は農業(水田、牧畜)、バイオマス燃焼、化石燃料の生産・消費、固形廃棄物、亜酸化窒素は、窒素肥料の施肥、バイオマス燃焼、工業(燃焼・化学)、フロン・ハロンは化学工業が主要発生源であるという。自然発生源もあるが、人為源に比較すると物の数ではない。

現在存在するCO₂を吸収し、固定化できるのは森林及び海洋が主なものであるが、この森林の面積が地球規模で激減している。また、海洋の汚染も進行していて、自浄作用とCO₂吸収能力が低下しつつあるといわれている。森林面積の激減は、植林をはるかに上回る森林の伐採、地球の砂漠化、酸性雨による森林の衰弱・枯死、焼畑農業、などが原因であるが、近年になって、このことが真剣に心配され、植林に精を出している企業も増えている。中国でも、ある日本のボランティアが始めた砂漠での植林事業がきっかけとなって、中国政府や民間でも砂漠の緑化に取り組み始めたという。欧州では草地や農地の再森林化が農産物過剰対策も兼ねてかなり推進されつつある。

ところで、たった1カ国だけ残っていたアイルランドが2002年10月に実施された第2回国民投票において、2001年実施の第1回国民投票の結果を覆してニース条約(改正欧州連合条約、2001年2月調印)を承認したため、批准手続きはようやく完了し、同条約は2003年2月に効力を発生した。このことによって将来の拡大にとって不可欠とされるEU機構改革が可能となり、2003年4月にアテネでEUと中東欧などの加盟候補国との間で加盟条約が調印された。

この結果、順調にゆけば中東欧5カ国(チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェ

ニア)、バルト3国(エストニア、ラトヴィア、リトアニア)及び地中海2カ国(キプロスとマルタ)の計10カ国が2004年5月にEUに加盟することになった。これらの諸国においては、EUアキ(次節参照)の導入、市場経済化、民族間の紛争とかいった従来EU加盟にとっての障害とされた諸懸案をかなり解決できたからである。2003年5月現在マルタ、スロヴェニア、ハンガリー、リトアニア及びスロヴァキアではすでに国民投票が行なわれ、加盟が承認された。⁷さらに、3年遅れて2007年にはルーマニア及びブルガリアもEUに加盟することが期待されている。スロヴェニアが2004年5月にEU加盟を実現する以上、これら2国の後にはクロアチアその他旧ユーゴスラヴィア連邦諸国の加盟が課題となってくるだろう。⁸バルカン半島は長い間ヨーロッパの火薬庫とも言われてきただけに、この地域の平和と安定のためにはEUへの加盟が待ち望まれるからである。このように中東欧などの諸国がEUに加盟することに伴って、EUの環境政策が変質することはないのか。また、新規加盟国の側ではどのような対応を迫られているのか。このようなことも併せて検討する。

2. 欧州の環境問題

欧州といっても、そのほとんどの国はEU加盟国であり、非加盟国であるノルウエーは、他の北欧諸国を通じてEUの環境政策になんらかの影響を及ぼしている。しかも中東欧諸国はおしなべてEUに加盟申請をされていて、EUが今日までに達成した諸法制・制度など(アキ・コミュニテール、EUアキ)を自国内に取り入れるために現在懸命の努力をしている。そしてEUもPhare、SAPARD、ISPA、EIB、EBRDなどの活動を通じて中東欧諸国のこれらの努力を支援している。⁹

以上のような理由によって、本稿ではEUの環境政策を中心に議論を進めることとしたい。EUでの環境政策は、ある程度形を変えた上でやがて日本でも取り入れられることがあるからである。

⁶ 通商産業省工業技術院資源環境技術総合研究所編、『地球環境・エネルギー最前線』、森北出版株式会社、1996年、4～8頁。

⁷ http://europa.eu.int/comm/enlargement/negotiations/accession_process.htm

⁸ JETRO『ユーロトレンド』No.47、2001.7、134～142頁。

⁹ 国際協力銀行開発研究所『中・東欧の広域インフラ整備をめぐる地域協力』、2002年3月、28～30頁。

EUは、世界でももっとも先進的な環境法および環境政策を持っているといわれているが、西ヨーロッパにおける環境問題に対する認識は、1960年代初め頃にはまだまちまちであった。スウェーデンなどのように1969年にはすでに環境法の成立を見ていた国がある一方、フランス、ドイツなどのように人口が多い工業国においては環境汚染に対する意識はまだ低いものであった。しかも環境汚染防止機器を設置することは自国産業の国際競争力を阻害する要因ともなり、雇用の確保とも相容れないものとして労働組合などからの反対も強かった。¹⁰ところが、1970年代以降環境汚染防止機器の設置が進むことによって、そのような機器・技術の研究開発が刺激され、新しい産業の誕生を促し、しかも新しい雇用に創出することが理解されるに及び、労働組合からの反対は急速に衰えていった。

欧州における環境意識面での先進国であるスウェーデンでは、環境汚染がひどい中東欧諸国や、産業活動優先のため環境汚染問題に対する意識がまだ低かったドイツ等とは幅がわずか2-300キロメートルのバルト海一つを隔てているだけだったので、環境問題が国境を越えた性質を持ったものであることが早くから理解されていた。そこで、スウェーデンの政策当局者たちは国際的な規模での環境関係の合意を達成すべく国際的活動に熱心であった。その成果があって1972年にはストックホルムにおいて人間環境に関する国際連合コンファレンスが開催された。この時以降、このような国際的な活動が同国の一つの伝統ともなっているのである。このストックホルム会議は西ヨーロッパにおける環境問題に対する意識を高揚するうえで大きな効果があった。¹¹

それからわずか3ヵ月後の1972年10月にEEC¹²

首脳会議がパリで開催され、単一の環境政策の必要性について合意を見た。その結果1973年末には環境に関するECの政策と行動計画について規定した第1次環境行動計画（EAP）がEC委員会の提案に基づきEC理事会によって採択されるにいたった。EAPはその後1977, 1982, 1987, 1993¹³各年に改訂された。ただ、この間環境関係の条項がローマ条約の規定にはなかったので、加盟各国からは技術的には非公式のものとされた。すなわち、EEC（後にEC, EU）は条約上の規定にのみしたがって権限を行使できるのであって、条約上に規定のない事項については加盟各国の権限事項であるとする補完性の原理（アムステルダム条約第3b条、サブシディアリティ原理）が条約上に規定されていたからである。ところが、1980年代にギリシャ、スペイン、ポルトガルの加盟を見るに及び、これら諸国の産業が未発達の上、環境汚染に無頓着であったがため、これら3国からの「エコ・ダンピング」が心配されたことがきっかけとなって、1986年発行の単一欧州議定書（SEA）においてEC環境政策についての法的根拠をECに与えることになった。環境汚染防止機器の設置には多額のコストがかかるため、それを設置しない国々の産業にとっては国際競争上の優位性が生まれるからであった。とくにそれが域内諸国の場合には、環境規制が強い国から、それがより緩い国へと生産立地の再配置が行われる心配が強かったのでなおさらであった。SEAにおいては、土地利用および水資源の管理など2, 3の分野に限定して全会一致による決定が要求されているが、それ以外の分野では閣僚理事会における特定多数決による決定がかなり大幅に認められたので、このとき以降EC環境政策は大きく前進することになったのである。¹⁴

¹⁰ John McCormick, *The European Union - Politics and Policies* -, Boulder, Westview Press, 1996, p.p.260 - 263.

¹¹ Annica Kronsell, "Sweden: setting a good example", in Mikael Skou Andersen and Duncan Liefferink eds, *European environmental policy - The pioneers* -, Manchester, Manchester University Press, 1997, p.44.

¹² 欧州経済共同体（EEC, 1958年に発足）、欧州原子力共同体（ユーラトム, EAEC, 1958年に発足）、欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC, 1952年に発足したが、条約で規定されていた50年の期間が満了したため、2002年に解消した。）の3共同体の機関が、1966年に統合されてEC（European Communities）となった。そして1993年の「欧州同盟に関する条約」（マーストリヒト条約）の発効とともに欧州連合（EU）となった。本稿では、このような歴史的変遷に対応してEEC, EC, EUを使い分けているので注意されたい。たとえば清水貞俊著「欧州統合への道—ECからEUへ—」、京都、ミネルヴァ書房、1998年、221-227頁、の関連年表を参照されたい。

¹³ 欧州委員会第XI総局、（環境・原子力安全・市民保護担当）*Towards sustainability - A European Community programme of policy and action in relation to the environment and sustainable development* -, Luxemburg, 欧州共同体出版局、1993年。

¹⁴ John McCormick, 前掲書, p. 261およびAlexandre Kiss and Dinah Shelton, *Manual of European Environmental Law*, Second Edition, Cambridge University Press, 1997, p.23.

3. EUの環境政策

EUの環境政策の一般的な枠組みは、第1次(1973年)、第2次(1976年)、第3次(1982年)、第4次(1987年)、第5次(1993年)、第6次(2002年)の5次にわたる行動計画(EAP)¹⁵に盛り込まれている。そして第4次環境行動計画までのエッセンスが1992年2月に調印されたマーストリヒト条約に盛り込まれているのである。第5次環境行動計画は2000年までのプランだったので、そこでの成果を評価したうえで第6次環境行動計画が第XI総局によって策定され、2002年7月の欧州議会及び閣僚理事会によって決定された。そしてその全文はEU官報で同年9月10日に公示された。この第6次行動計画は2010年までをカバーするもので、*Environment 2010: Our Future, Our Choice*というタイトルが付けられている。

第6次行動計画では、①気候変動、②自然及び生物多様性、③環境・健康・生活の質④天然資源及び浪費、の4分野を改善に取り組むべき重点項目としている。そして、これらの目標を達成するためには次の4通りの道筋を追求すべきであるとしている。すなわち、以下の通りである。¹⁶

①全加盟国に共通のベースラインとしての環境法の効果的制定と実施。

②環境関心の統合。現在では、いろんな政策分野に散らばっているのを一つにまとめる。

③多様な手段の利用。可能な限り最も効率的かつ効果的な手段をすべて用いる。

④企業、市民、NGO、その他あらゆる活動主体の参加と行動を促すこと。それには、当該環境問題及び解決のための共同作業についてのより良い情報をもっと入手し易い形で流す必要がある。

環境に関するECの第1次行動計画(1973-1976)では、経済活動と均整の取れた拡大との調

和的發展のためには汚染とニュイサンス(たとえば騒音等の迷惑)に対する効果的な撲滅運動ないしは生活の質および環境保護の増進が不可欠であること、そして生活の質の向上と自然環境の保護は共同体の基本的使命の一つであることが宣言された。そして、すでにそこにはニュイサンスの撲滅、勤労条件および生活の質の向上、都市計画および土地利用における環境への配慮、共同体以外の諸国との、とりわけ国際機関における域外諸国との環境問題への共通解決策の探求、が盛り込まれていた。¹⁷こういった内容は第2次、第3次、等々と積み重ねられていって第6次EAPに至っているのである。この間において、環境問題に対する一般的認識の進展とともに欧州委員会環境総局(DGX1)及び欧州議会の環境常設委員会の発言力が増してきているといわれる。

EU環境政策の条約上の根拠 単一欧州議定書において初めて規定された環境関係の規定は、欧州における環境保護を財政、防衛、雇用よりも上位においてもよいとする世論の支持¹⁸を背景に、1992年2月にマーストリヒトにおいて署名され、その後加盟各国による批准を経て1993年1月に効力を発生した欧州連合条約(マーストリヒト条約)においてさらに強化された。すなわち、前文において「環境保護を達成する」という文言を入れ、さらに第2条では「環境を重視した持続的で物価の上昇を伴わない成長、・・・生活水準と生活の質の向上」を、また第3条では「環境の領域における単一の政策」をとることを求めている。そのうえで第16編第130r条および第130s条において大要次のように規定している。

EUの環境政策は、¹⁹①環境の質を維持し、保護し、および改善する、②人間の環境を保護する、③天然資源の慎重かつ合理的な利用、④地域的または世界的な環境問題を扱う国際的段階での措置

¹⁵ Environmental Action Programmeの略。第1次行動計画の正式名称は、*Towards Sustainability; A European Community Program of Policy and Action in Relation to the Environment and Sustainable Development*。これらの行動計画は、EU委員会(担当部局はDGXI)によって作成され、これらに対する評価ないしは欧州の環境の現状そのものに対する評価は、EEAから発行されたいくつかの報告書に盛り込まれている。

¹⁶ <http://europa.eu.int/comm/environment/newprg/index.htm>及びJETRO【ユーロトレンド】No.47, 2001.7, 38-52頁、には詳しい内容と解説が盛り込まれている。

¹⁷ Alexandre Kiss and Dinah Shelton, op.cit., pp.24-25.

¹⁸ John McCormick, *The European Union - Politics and Policies* -, Boulder, Westview Press, 1966, pp.262.

¹⁹ 地球環境法研究会編集『地球環境条約集』第3版、東京、中央法規出版、1999年、5頁、および金丸輝男編著『EUとは何か～欧州同盟の解説と条約～』、東京、JETRO、1994年、95-211頁、および18 Alexandre Kiss and Dinah Shelton, op.cit., pp.21-31. EU委員会ホームページ。駐日欧州委員会代表部広報部編『ヨーロッパ』2001年秋号、2-6頁。

を促進する、といった諸目的の追求に寄与することにより、共同体の各地域における事情の多様性を考慮しながら高度の保護水準をめざす。さらに、それは事前予防の原則に沿って措置が講じられるべきこと、汚染者が負担を負うべきこと、環境保護という要請は共同体の他の諸政策の決定と実施に統合されなければならないこと、としている。さらに共同体は、その環境政策を準備するにあたっては、①利用可能な科学のおよび技術的情報、②共同体の多様な地域における環境的条件、③行動をとった場合ととらない場合の潜在的な利益および負担、④全体としての共同体の経済的および社会的発展並びに共同体諸地域の均衡の取れた発展、を考慮に入れ、⑤第三国及び権限のある国際機構と協力すべきことも規定されている。また、理事会における決定手続きに関しては、第130s条に規定する事項については全会一致で、その他の事項に関しては原則として特定多数決によるものとされる。さらに、共同体内における環境先進国の事情に配慮して、第130s条に従って採択される予防措置は、いずれかの構成国がいつそう厳しい予防措置を維持し、または導入することを妨げないこと、しかしこのような措置はこの条約と両立するものでなくてはならないこと、も同時に規定している。

第XI総局(DG XI)の役割 条約上のこのような諸規定の遂行にもっとも深く関わるのは、第XI総局(DG XI)であるが、その担当分野は広範であって、環境・消費者保護・核安全となっている。DG XIの構成は、局長室、資源調整部、総務・国際部(A部)、総合政策・環境手法部(B部)、核安全・市民保護部(C部)、環境の質・天然資源部(D部)、産業・環境部(E部)、となっていて、約50人の幹部職員の下に合計約400人の職員が働いているが、DG XIの管轄範囲に比して職員数が少なすぎるとされ、情報収集や政策立案には数々のNGOやNPOなどのネットワークを活用している。環境・消費者保護・核安全担当の欧州委員は、2003年6月現在、スウェーデン人のマルゴッ

ト・ヴァルストロム氏であるが、国民の環境意識・政策・技術などの先進国であるスウェーデンに敬意を表した形である。¹⁶

DG XIの関連機関として現在欧州環境庁(EEA)がデンマークの首都コペンハーゲンに設置されているが、これはDG XIの限られた人的資源だけでは環境関係の情報収集、環境指令の施行強化、加盟各国の立法の調和といった幅広い活動は無理であると見られたので、これを補完するために1989年当時のEC委員会委員長J. ドロール氏によって欧州議会に設立が提案され、2年間にわたる議論の末、1990年に妥協的な規則(90/1210/EEC)が採択された。この新設機関では運営方針は、議会が指名する科学者、加盟各国からの代表からなる運営委員会によって示されることになった。EEAの設置場所についてはEC諸国の間でなかなか合意が成立しなかったが、結局4年後の1994年にD. ヒメネス＝ベルトラン氏を初代の専務理事としてデンマークの首都コペンハーゲンに設置された。そしてEEAの対象地域は中東欧の非加盟国にまで広げられ、これらの地域との人的な面での交流が図られている。²⁰

EEAの目的は、マーストリヒト条約および共同体の境行動計画((1973年11月22日採択、1977年5月、83年2月、および87年10月に修正)の条項に則って、共同体内における持続可能な(環境および天然資源に損害を与えずに)発展を図るために、欧州の環境情報・観察ネットワーク(IMPELネットワーク)²¹その他の機関との協力の下に環境の現状についての客観的で信頼できる、しかも比較可能な情報を共同体、加盟各国および市民に供給することにある。そしてEEAの主な対象分野は、大気、水質、土壌および動植物等の現状、土地利用および天然資源、水質管理、騒音排出、化学物質、海岸地域および海洋環境の保護などである。このネットワークは各国内の各種環境情報ネットワークと結びついており、EEAの少ないスタッフの活動を補完している。

²⁰ Norman J. Vig & Michael E. Kraft, *Environmental Policy in the 1990s*, Third Edition, Washington DC, Congressional Quarterly Inc., 1997, pp.308 - 310.

²¹ "Implementation of Environmental Law"の略。加盟各国と欧州委員会とをつなぐ環境情報に関するネットワークのことで、EEAを設立する理事会規則(1990年5月7日付けEEC No. 1210/90)において設立が決められた。EU委員会ホームページより。

4. 中東欧諸国の環境問題とEU加盟

1993年のコペンハーゲンにおける欧州理事会においてEU加盟のための基準として、①政治基準：民主主義、法の支配、人権、少数民族の尊重と保護を保証する安定した制度の確立、②経済基準：正常な市場経済の存在及びEU域内の競争に対応可能な能力の確保、③アキ・コミュニテールの受容、政治、経済、通貨統合の支持を含む加盟国義務を履行する能力の保持、が宣言された。²²加盟候補国はこれらの条件をどの程度満たしているのだろうか。欧州委員会では加盟候補国のこれら基準の達成進捗状況を毎年評価してきた。そして、2002年の定期報告書では、過去12ヶ月だけではなく、今後数年間の将来を見据えた要素を加味している。²³この意味で今回のEUの決定にはかなりの政治的配慮がなされていると考えることができよう。以前においては、中東欧諸国のEU加盟は、これらの国が現在のEU加盟諸国のなかで一人当たりGDPが低い方のスペイン、ポルトガル、ギリシャなどの水準に達するのは2005年ないしは2010年頃であろうし、しかも中東欧諸国が同時にこれらの水準を達成することはありえない。したがって逐次達成するのを待ってEU加盟を認めるのではないかと観測された時期もあったからである。今回の第5次拡大では加盟国数が15カ国から25ヶ国になるのであるが、一人当たりGDPはEUの原加盟国6ヶ国を100とした時の89から75へと低下するのである。第1次拡大では97へ、第2、3次では91へ、第4次では89へとそれぞれ低下しているのであるが、第5次における低下が14ポイントと大幅であることは明らかである。²⁴

EUにおけるこのような政治的配慮を促したものは何か。それは、このような状況に対しては中東欧諸国の間での不満が強く、EU加盟が遅延すればそれだけ「欧州の平和と安定」にとってはかえってマイナス効果があると考えられたからであろう。2001年9月の同時多発テロ以降の世界情勢も影響を与えたに違いない。この他にも、世界にお

ける欧州の政治的・経済的役割の拡大、司法・内務分野での反テロ協力、新規加盟国の受け入れ態勢の整備と安定、ユーロをドルに並ぶ世界機軸通貨とする、といった目的の達成をはかることであるといわれる。²⁵

それでは、中東欧諸国における環境アキの受容状況はどのようになっているのだろうか。EUと加盟候補国との間では主要30項目についての交渉が行なわれてきた。それらは、1.モノの自由移動、2.ヒトの自由移動、3.サービスの自由移動、4.資本の自由移動、5.会社法、6.競争政策、7.農業、8.漁業、9.運輸、10.税制、11.経済通貨同盟、12.統計、13.社会政策・雇用、14.エネルギー、15.産業政策、16.中小企業(SMEs)、17.科学・研究、18.教育・訓練、19.通信・情報技術、20.文化・オーディオ・ビジュアル、21.地域政策、22.環境、23.消費者保護、24.司法・内務、25.関税同盟、26.対外関係、27.共通外交安全政策(CFSP)、28.財務管理、29.財務・予算規程、30.機構、であるが、22.環境についてはどのようになっているのだろうか。交渉が終了したのは、キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニアの10カ国であって、今回の第5次拡大の中には入っていないブルガリア及びルーマニアとの交渉はまだ継続中である。しかし、交渉が終了した10カ国もすべて2007年乃至は2015年までの移行期間が認められているのであって、EUアキの受容は決して容易ではないことを物語っている。

中東欧諸国の環境問題 もともと中東欧諸国は、旧社会主義時代にはあらゆる問題が中央計画当局によって計画的にコントロールされるので、建前上は公害・環境汚染は存在しないものとされていたが、1991年におけるベルリンの壁崩壊以降、逐次嘆かわしい実態が明らかにされてきた。ただし、ポーランドでは他の中東欧諸国とは違って環境汚染の研究がかなり自由であったため、部分的には旧社会主義圏以外の人々にも情報が伝

²² 箱木真澄「中東欧経済の新世紀への課題」、『世界経済評論』2,000年6月、29-32頁。

²³ European Commission Directorate-General for Economic and Financial Affairs, *Enlargement Papers*, Nos. 1-10. JETRO「ユーロトレンド」No. 57, 2003.3, 2-48頁には、欧州委員会の定期報告書の内容が詳しく紹介されている。

²⁴ JETRO「ユーロトレンド」No.58, 2003, 5, 33頁。

²⁵ JETRO「ユーロトレンド」No.56, 2003.1, 103頁。

わっていた。また、ハーバード大学ロシア研究センターのマーシャル・ゴールドマン教授の有名な研究『ソ連における環境汚染』、時事通信社、が日本語に翻訳されていた程度であった。さらに、1987年の筆者によるワルシャワ及びクラクフ訪問時には環境汚染のひどさを実感したのであるが、旧社会主義国全般にわたって環境汚染が広がっていることが知れ渡って、改めてショックを受けた人は多い。

しかしながら、旧社会主義時代においても環境問題に対する配慮の重要性は徐々に認識されてきていて、旧ソ連を始め、その他の社会主義諸国にも環境保護・水質保全基金が設立され、全体の会合も時々開かれるようになってはいたのである。その後のこれら諸国の市場経済化とEU加盟のための準備期間中にBAT (Best Available Technology) ベースによる環境汚染対策の進行によって現状はずいぶんと改善されてきている。例えば、ポーランドにおいては旧社会主義時代に設立されていた環境保護・水質保全基金が活用され、汚染者負担の原則 (PPP) によって料金の徴収を行なう一方、汚染防止機器設置のための費用の融資を受けたいところには低利融資を行なっている。このようにして河川の汚染は改善されるとともに、ビスワ河流域各都市でも下水処理場整備が進んだため、同河の水質はかなり改善されていて、同河のバルト海への流入口付近を除けば今では水泳もできるほどである。かつてはバルト海の水質汚染はひどく、デンマークやスウェーデンの海岸でも水泳などは考えられず、ある時には死んだ多数のイルカがこれらの海岸に打ち上げられたこともあったのである。しかし、各都市でも資金不足は否めず、ワルシャワのような大都市の下水処理施設の整備もままならないのが現状である。

また、大気汚染もひどく、かつてはポーランド方面からの悪臭が対岸のスウェーデンにまでも臭ってきたほどであった。例えばポーランドでは発電用や家庭での暖房用に国内で豊富に産出する泥炭や褐炭を大量に消費したため、大気汚染がひどく、酸性雨の原因にもなっていた。そのため、ポーランド南部では広い地域にわたって森林が枯

死し「死の三角地帯」といわれた。ポーランドの古都クラクフ市では数十キロメートル離れた工業都市カトヴィツェなどからの汚染された大気による酸性雨と煤煙のために教会の石像が黒く染まり、しかも腐食されていた。そのため、ポーランド政府は褐炭・泥炭の使用を禁止し、燃料を天然ガスなどのクリーンエネルギーに転換した。これはEUの環境アキを受容したからである。今では、教会の建物も石像もきれいに清められて、観光客の目を楽しませてくれる。

しかしながら、このような状況でありながらポーランドにおけるEUの環境アキの受容は、欧州委員会の目にはまだまだ不十分と映っていて、現在のEU諸国の水準に達するまでにはあと10年程度は必要と考えられ、2015年までの移行期間中に都市排水処理施設の充実を図ることが求められている。その他の国々についても大同小異であり、いずれの国にも5年ないしは10年の移行期間が認められている。

5. おわりに

水質汚染、大気汚染などの環境問題には国境がない。この意味でも中東欧諸国、バルト3国、地中海諸国のEUへの加盟と環境アキの受容は歓迎される場所である。欧州における環境問題への取り組みにおいて先進的な国であるスウェーデンのウプサラ大学に本部を置くバルティック・プログラムは、バルティック海に注ぐ河川の流域諸国のみを対象にしているとはいえ、これらの諸国における人々の環境問題に取り組むための意識改革を促すといった面で大きな意味があった。

いっぽう、環境問題への取り組みではきわめて遅れていた中東欧諸国がEU並みの環境アキを受容するまでには10年程度の移行期間が必要である、ということはおかねてから云われていた。²⁶EUと加盟候補国との交渉が終わってみると、やはり移行期間は軒並み10年程度が認められている。このことでEUの側での困難の発生はないのか。EU域内市場が正常に機能できるのか。少なくとも当面EU環境アキが部分的にしか実現されないと

²⁶ Sandor Meisel and Tamas Szemler, "Key Issues of the Accession Negotiations Between the EU and Hungary", *WIIW Monthly Report*, 11, 1999, pp.12-19. (WIIWはウィーン比較経済研究所のドイツ語名称を略したもの)

いった状況になることは確かであろう。しかし、なるべく早く到達すべき目標が示されていることも大切である。現在のEU加盟国側でも中東欧諸国が加盟実現後も従来にも増してEUアキの実行に熱意を持って臨んでいるかどうかを絶えず注意しておく必要がある。さもなければせっかくのEUアキもなし崩し的に蝕まれてゆくに違いない。この意味でまさしく「加盟交渉が終了しても、私たちの仕事は終わらない」(グンター・フェアホイゲン欧州委員会拡大担当委員) ののである。²⁷

参 考 文 献

欧州委員会第XI総局、*Towards sustainability - A European Community programme of policy and action in relation to the environment and sustainable development* - , Luxemburg, 欧州共同体出版局、1993年。

金丸輝男編著『EUとは何か～欧州同盟の解説と条約～』、JETRO、1994年。

環境省ホームページ；www.env.go.jp/each/cop3/kaigi/kyoto01.html。

Alexandre Kiss and Dinah Shelton , *Manual of European Environmental Law* , Second Edition, Cambridge University Press, 1997.

EUホームページ；

http://europa.eu.int/comm/enlargement/negotiations/accesion_process.htm

<http://europa.eu.int/comm/environment/newprg/index.htm>

M.I. ゴールドマン著『ソ連における環境汚染～進歩が何を与えたか～』都留重人監訳、岩波書店、1973年。

国際協力銀行開発研究所『中・東欧の広域インフラ整備をめぐる地域協力』、2002年3月。

清水貞俊著『欧州統合への道 -ECからEUへ-』、ミネルヴァ書房、1998年。

JETRO『ユーロトレンド』No47、2001.7.、No56、2003.1.

週刊東洋経済 2000年1月28日号。

地球環境法研究会編集『地球環境条約集』、第3版、中央法規出版、1999年。

駐日欧州委員会代表部広報部編『ヨーロッパ』、2001年秋号、2003年冬号。

通商産業省工業技術院環境技術総合研究所編『地球環境・エネルギー最前線』、森北出版株式会社、1996年。

Annica Kronsell, "Sweden: setting a good example", in Mikael Skou Andersen and Duncan Liefferink eds. , *European environmental policy - The pioneers* - , Manchester University Press, 1997.

John McCormick , *The European Union - Politics and Policies* - , Boulder , Westview Press , 1996.

日本経済新聞。

箱木真澄「中東欧経済の新世紀への課題」、『世界経済評論』、2000年6月、29-32頁。

Norman J. Vig & Michael E. Kraft, *Environmental Policy in the 1990s* , Third Edition, Washington DC, Congressional Quarterly Inc. , 1997.

Sandor Meisel and Tamas Szemler, "Key Issues of the Accession Negotiations Between the EU and Hungary", *WIIW Monthly Report* , 11, 1999, pp.12-19.

European Commission Directorate - General for Economic and Financial Affairs, *Enlargement Papers* , Nos. 1 - 10.

²⁷ 駐日欧州委員会代表部広報部『ヨーロッパ』2003年冬号、7頁。箱木真澄「中東欧経済の新世紀への課題」、『世界経済評論』、2000年6月、29-32頁。